

平成23年度コンプライアンス推進計画の取組状況について

コンプライアンス委員会については、中期計画及び平成23年度計画において「少なくとも四半期に1回開催する」とされており、コンプライアンス委員会に諮る事象が発生した場合には、これに拘わらず随時開催することとなっている。

平成23年度におけるコンプライアンス委員会の開催状況については、以下のとおりである。

- 第14回委員会（平成23年6月13日（月））
 - ・平成23年度コンプライアンス推進計画の具体的な取組等について検討

- 第15回委員会（平成23年7月26日（火））
 - ・農業者年金振込・支払通知書の出力誤りについて検討
年金受給者52万人へ誤記載の通知書が発送された事案について、速やかな正しい通知書の発送、再発防止プロジェクトチームの設置、再発防止策として業務手法の改善、チェック体制の強化、マニュアルの整備等を実施
 - ・コンプライアンス研修の実施（外部講師による役職員研修及び倫理研修）について説明

- 第16回委員会（平成23年12月22日（木））
 - ・11月定期支払の遅延について検討
現況届の提出遅れにより定期支払が遅延した事案について、11月中の臨時支払、再発防止策として現況届の督促などフォローアップの強化等を実施
 - ・平成23年度コンプライアンス推進計画の取組状況等について説明

- 第17回委員会（平成24年3月19日（月））
 - ・平成23年度コンプライアンス推進計画の取組状況等について報告
 - ・平成24年度コンプライアンス推進計画について検討

「平成23年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

平成24年3月19日現在

* 「 」内は「平成23年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成23年度については、以下の取組を行うものとする。

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

管理職は、業務打合せ等様々な場面において職員に対するコンプライアンスの啓発を図るための取組みを行うとともに、更なる適正な業務執行の確保観点から、マニュアルの整備等を行った。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

外部講師等による役職員に対する研修については、以下のとおり実施した。

○9月9日（金）

テーマ：「公文書等の管理に関する法律について」

講師：内閣府大臣官房公文書管理課 公文書管理専門官

○11月22日（火）

テーマ：「コンプライアンス倫理研修」

講師：基金総務課長

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4月1日までに採用した職員を対象とした研修を4月7日（木）及び8日（金）に、また10月1日までに採用した職員を対象とした研修を10月1

1日（火）及び12日（水）に実施した。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

外部講師（CIO補佐官）による役職員全員を対象とした情報セキュリティ研修については平成24年2月23日（木）及び24日（金）に実施した。

また、情報セキュリティ関係規程の見直しに係る情報セキュリティ委員会を平成24年3月を目途に開催する予定である。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

平成23年度における内部監査については、平成23年8月から平成23年9月にかけて会計監査及び業務監査を実施し、更に平成24年1月に業務監査を実施した。また、平成24年2月に文書管理監査を実施した。

○ 適切な情報提供等

6 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載して関連情報の提供を行った。

7 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載した。

平成24年度の推進計画については、平成24年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載する予定である。

平成 24 年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画

平成 24 年 3 月 19 日

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成 24 年度については、以下の取組を行うものとする。

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。